

名取市指定給水装置工事事業者指定申請（更新）について

◇更新申請について

令和元年10月1日より指定の更新制が導入されたことに伴い、指定の有効期間が5年間となったことから、有効期間内での更新手続きが必要となります。

◇申請に必要なもの

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
2. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
3. 給水装置工事主任技術者の免状のコピー
4. 機械器具調書（別表） ※ 種別ごとに記入
5. 誓約書（様式第2）
6. 確約書 ※選任する主任技術者の人数分必要
7. 名取市指定更新時確認書
8. 7に関係する証明資料の写し
 - (1) 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認に関する証明資料
(例)
 - ・e-ランニング(給水工事技術振興財団)試験実施履歴の写し
 - ・修了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証の写し※自社内研修の場合は申出(様式への記載)のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する捺印は求めない
 - (2) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認
(例)
 - ・職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書の写し
 - ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書の写し
 - ・給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証の写し
9. その他
 - ①法人の場合
 - (1) 定款
 - ※ 定款の写しについては、原本の写しに相違ない旨を記載し押印のこと。
(例) この写しは定款の原本を正写したものである。

令和 年 月 日
(会社名及び代表者氏名)
 - (2) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※コピー不可

②個人の場合

(1) 住民票の写し ※コピー不可

(2) 住民票に記載されている住所ではない場所に事務所を設置している場合は、それを証明できる書類（固定資産証明書、不動産賃貸借契約書など）

◇ 指定証の交付について

1. 申請受付後、提出いただいた書類の内容が※1 指定の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められた場合、指定証の交付（名取市水道事業所備え付け、各事業者のボックスへ配布）となります。

※1 名取市指定給水装置工事事業者規程第5条の基準（下記参照）

2. 指定を受けるにあたりかかる諸費用については、下記のとおりです。

指定更新手数料・・・・・・・・・・ 7,000円

※納付書は、申請受付後に郵送いたします。

問い合わせ先：名取市水道事業所

〒981-1224

名取市増田字柳田 80 番地

022-724-7136（直通）

◇ 規程第5条（指定の基準）※1

1. 事業所ごとに主任技術者を置くこと。

2. 次の機械器具を有すること。

イ. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ. 水圧テストポンプ

3. 次のいずれにも該当しないこと。

イ. 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ※2

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ. 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

※2 厚生労働省令で定めるもの（水道法施行規則第20条の2）

水道法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。